

山形県森林整備地域活動支援基金条例をここに公布する。

山形県森林整備地域活動支援基金条例

(設置)

第1条 県内の民有林の計画的かつ一体的な整備に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動(以下「森林整備地域活動」という。)を支援することにより、森林の有する多面的な機能を発揮させるとともに、山村地域の振興を図るため、山形県森林整備地域活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林整備地域活動の支援に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。